

判定・コメントにおける特記事項

<判定>

1. 判定については、総合判定、機能判定（健診結果コード表にあるがん検診を除いた各項目の判定）ともに「f：医療継続」を優先とする。
2. 既往歴（以下の8項目）の通院中（服薬有り）・通院中（服薬なし）によって、対応する機能判定（総合判定）を「f」に変更する。既往歴と対応する機能判定は以下のとおり。

「高血圧症」	→	「血圧判定」
「糖尿病」	→	「糖代謝判定」
「肝臓病」	→	「肝機能判定」
「高脂血症」	→	「脂質判定」
「心臓病」	→	「心電図判定」
「腎臓病」	→	「尿判定」、「腎機能判定」
「貧血」	→	「血液一般判定」
「痛風」	→	「尿酸代謝判定」
3. 採用時健診・定期健診の以下の問診10項目について、該当数により次の処理を行うこと。
 - ・ 6項目以上該当 → 自覚症状判定「c」
 - ・ 3～5項目該当 → 自覚症状判定「b」
 - ・ 2項目以下該当 → 自覚症状判定「a」
 ☆問診10項目
 「夜間に何回も目が覚める」「朝早く目が覚めて眠れない」「悲観的に物事を考える」「何事にもおっくうである」「仕事に集中できない」「いらいらして落ち着かない」「何となくだるい」「些細なことにこだわる」「午後にならないと調子が出ない」「性欲が低下している」

<総合コメントの基本処理>

以下に例示するので、準じた内容とすること。

1. 判定部分（共通）
 - a 異常なし → 「今回の健診項目の範囲では異常ありません。いつまでも健康を維持するように努め、次回の健診も受けましょう。」
 - b 要経過観察 → 「今回の健診項目の範囲で（機能判定最大7項目）に僅かに異常がありますが、日常生活に差し障りありません。次回の健診でもチェックしてください。」
 - c 要指導 → 「今回の健診項目の範囲で（機能判定最大7項目）についてやや異常を示しています。健康管理医またはかかりつけの医師等の指導を受け、食事・運動等に気をつけて健康維持に努めてください。」
 - d 要精検 → 「今回の健診項目の範囲で（機能判定最大7項目）に異常所見が見られます。再確認の意味も含めてかかりつけの医療機関で、再検査を受けてください。」
 - e 要医療 → 「今回の健診項目の範囲で（機能判定最大7項目）について異常が認めら

れますので、かかりつけの医療機関を受診し治療の要否についてご相談ください。」

- f 医療継続 → 「健診結果で（対応既往歴名称7項目）が治療中ですので、引き続き主治医の診察・指導を受け治療に専念してください。」
<条件>
医療継続で、機能判定が「異常なし区分」「要経過観察区分」「要指導区分」のときのみ対象とする。
- f 医療継続 → 「今回の健診項目の範囲で（機能判定最大7項目）について異常が見られます。（対応既往歴名称7項目）が治療中ですので医師の指示に従ってください。」
<条件>
医療継続で、機能判定が「要精検区分」「要医療区分」のときのみ対象とする。

2. 自覚症状部分（採用時健診、定期健診、特定業務従事者健診）

「自覚症状の（自覚症状最大7項目）が長く続くようでしたら、医療機関を受診して下さい」

<条件>

以下の自覚症状項目のみ対象とする。

「体重減少・増加が気になる」「食欲不振や亢進がある」「慢性的な頭痛がある」「耳鳴り・聴力障害がある」「視力低下・眼精疲労がある」「咳・痰がよく出る」「痰に血が混じることがある」「口渇がある」「動悸・息切れがよくある」「脈の乱れがある」「腹部の不快感よくある」「下痢・便秘等便通の異常がある」「便に血が混じることがある」「尿回数や排尿時異常がある」「肩・腰・膝痛がある」「手足のしびれがある」「アレルギー症状がある」「月経痛・月経異常がある」「歯や口腔の異常がある」

3. 自覚症状部分（特殊健診）

①「自覚症状の（自覚症状最大7項目）が長く続くようでしたら、医療機関を受診して下さい」

<条件>

特殊健康診断問診票と各特殊健診の受診票にある自覚症状に該当がある場合、対象とする。

4. 既往歴部分（共通）

「既往歴の（既往歴最大7項目）が通院中とのことですが、今回の健診で異常所見がありましたので、かかりつけの医師に相談して下さい。」

<条件>

既往歴（以下の8項目）が通院中（服薬なし）であり、かつ関連する機能判定が「要精検区分」「要医療区分」のときのみ対象とする。既往歴と対応する機能判定は以下のとおり。

「高血圧症」	→	「血圧判定」
「糖尿病」	→	「糖代謝判定」
「肝臓病」	→	「肝機能判定」
「高脂血症」	→	「脂質判定」
「心臓病」	→	「心電図判定」
「腎臓病」	→	「尿判定」、「腎機能判定」
「貧血」	→	「血液一般判定」
「痛風」	→	「尿酸代謝判定」

5. 健康相談（採用時健診、定期健診）

「健康相談については、主治医又は健康管理医にご連絡ください。」

<条件>

「健康相談に希望する」の「はい」にマークが行われているときのみ対象とする。

6. 判定部分（共通）

「今回の健診結果で所見がありましたので、この結果票を持って主治医にご相談下さい。」

<条件>

総合判定が「要精検」・「要医療」又は「医療継続」でかつ機能判定に「要精検区分」「要医療区分」がある時のみ対象とする。

<その他特殊処理>

1. 眼底検査で判定不能が発生した場合、総合コメントに補足コメントを追加する。

眼底検査においては、判定が「c判定」「e判定」であっても片眼が判定不能の場合、総合コメントにその片眼について判定不能の補足コメントを追加する。

2. 診察所見が「貧血」で、かつ、貧血などの血球検査判定が「a判定」の場合、所見を「貧血の疑い」に変更する。さらに診察の判定が「e判定」の場合は、「c判定」に変更する。

診察判定の変更に伴い、該当するコメントの加除も行う。

3. 妊娠中の場合、身体計測項目のBMI、標準体重、身体計測判定を求めなくてもよい。

4. 有機溶剤及び特化物取扱者健診

尿中代謝物判定が「c判定」の場合、総合コメントに補足コメント（総合判定コメントコード6890）を追加する。

※各機能判定、総合判定や総合判定コメントについては、基準値表や上記特殊事項に従って算出されますが、医師の判断により変更する場合があります。